

2025年12月

下請契約約款購入者（利用者）の皆様へ

全建書頒会

下請契約約款等の改正について（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

改正建設業法（令和6年6月公布）が本年12月12日に全面施行され、同時に中央建設業審議会の建設工事標準下請契約約款（以下、「中建審約款」という。）も改正されました。

これを踏まえ、現在全建書頒会で頒布している「工事下請基本契約約款」又は「個別工事下請契約約款」（以下、これらを総称して「書頒会約款」という。）について、中建審約款の改正により変更された内容に準じてこれらの約款の内容を変更する「新旧対照表」を作成いたしました。

つきましては、書頒会約款を使用する場合には、この「新旧対照表」を特約として当該約款に添付してご活用いただきますようお願いいたします。（全国建設業協会ホームページ内の全建書頒会バナーからもダウンロードできます。）

なお、現行の書頒会約款の改定及び頒布の時期については現時点で未定となっております。

書頒会約款をご利用いただいている皆様には大変お手数をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

注：1. 新旧対照表には、「工事下請基本契約約款」用と「個別工事下請契約約款」用の2種類がありますので、使用する約款に応じてご利用下さい。

2. 新たに追加された「適正な労務費の確保等」に係る条項については、(A)又は(B)を選択し、使用しない条項は削除して下さい。また、(A)、(B)の何れも使用しない場合は全てを削除して下さい。